

序章

著作権法は、一国の文化活動のあり方に大きな影響を与える。その基本的な考え方は、作品の権利を保護しつつ、著作物利用の利便性とバランスさせることで、文化の発展に資することにある。したがって、保護を強くしすぎても、利用の自由度を高くしすぎてもいけない。時代の変化に合わせてそのバランス点を探ることが、法律を整えるうえでの重要な観点になる。

一九九〇年代以後にデジタル環境が急速に進歩し、作品の創作・流通・受容が著しく変化した。とりわけ、九五年のWindows 95発売を画期とする、パソコンと各種ソフトウェアの高性能化・ネットワーク化によって、デジタル・コンテンツを受容しながら生産・発信する「プロシューマー」が大量に出現した。彼らが創り出す作品は、「ユーザー生成コンテンツ」(UGC)と呼ばれている。UGCは、ネット経由で提供されることが主流になり、そうした無料コンテンツを楽しむことが、若年層の娯楽として定着した。

代表的なUGCに、マンガ・アニメの模写や二次創作、パロディ的なコラージュ作品を意味する「クソコラ」、既存の映像・音楽作品をリミックスした「MAD動画」、人気楽曲を自分で歌いあるいはそれに合わせて踊る動画の「歌ってみた／踊ってみた」、社会現象となっているボーカロイド「初音ミク」を使った作品などがあげられる。もちろん、これらは著作権をクリアした分野もあるため、すべてに問題があるわけではない。しかし、UGCを作るユーザーの多くは、著作権をさほど意識することなく作品を制作・公開している。法を厳格化して手足を縛るようなことに対しては、UGCの世界には拒否反応がある。

しかし一方で、ときに行きすぎた遵法意識から、権利侵害が疑われる作品をみつけたしては、それをネット上で徹底的に糾弾するひとびとも登場している。いまでは、ありとあらゆる身近な文化活動の場面で、著作権を意識しなければならなくなっている。

最初に、著作権法の変化の概要を把握しておきたい。現行法が施行された一九七一年から二〇一五年までのあいだの、総文字数の概数をグラフにしたものが図1である。総文字数はこの四十四年間でおよそ二・三倍に膨れ上がっている。とりわけ一九九二年以後の増加はすさまじく、いまや著作権法の改正は、日本の「年中行事」になっている。日本の主要な法律のなかで、これほど頻繁に改正されているものは、ほかにあるだろうか。

その改正の中身は、ほとんどの場合、違法となる事柄の追加、罰則の強化など権利者側に配慮したものだ。著作物ユーザーの利便性のための改正は、二〇一〇年一月施行改正で実現した障が

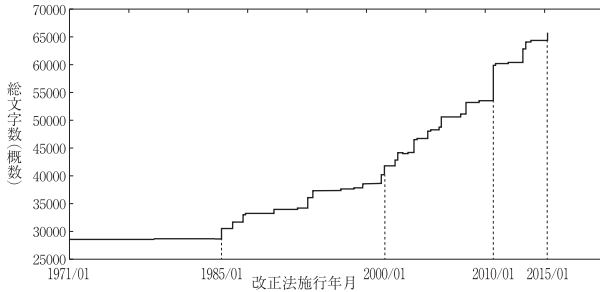


図1 著作権法の総文字数の変化(概数)⁽¹⁾

い者の情報アクセスのための規定や国立国会図書館に限定された規制緩和など、ごく限られている。

厳罰化の推移をみてみよう。現在の著作権法が施行された一九七一年には、個人に対しては「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」、法人に対しては「三十万円以下の罰金」であった。一九八五年には罰金が個人・法人とも百万円以下に、九七年には三百万円以下になった。

二〇〇一年には法人に対しては一億円以下になり、〇五年には個人に対しては「五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となった。法人に対する罰金はおなじ年に一億五千万円以下に引き上げられた。そして〇七年には個人に対しては「十年以下の懲役若しくは千万以下の罰金に処し、又はこれを併科する」、法人に対しては「三億円以下の罰金」という現在の規定になった。⁽²⁾

著作権法の規定のもっとも複雑化した部分としては、「私的

使用のための複製」を定めた第三十条をあげることができる。第三十条は、ユーザーの利便性のために著作権を制限する規定の一部で、著作物の保護と利用をバランスさせるための極めて重要な条文だ。しかも、個人的なものや家庭内での複製について定めていることから、国民の日常生活と密接な関わりがある。

第三十条には、たいへん大事なことが書かれてある。本の一部をメモ代わりにコピーしてもよいこと、音楽CDを携帯音楽プレイヤーに入れてもよいこと、市販の映画DVDの中身をパソコンに取り込んではいけないこと、違法にネットにアップロードされた音楽や動画をそれと知りながらダウンロードする行為が違法であること、録音・録画のためのCDやDVDメディアを買うのに補償金を支払わなければならないこと——それらがすべて第三十条で決められている。

一九七一年当初の著作権法では、第三十条の規定はつぎのようなたいへんシンプルなものだった。

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができる。

このように、当初は個人的なものや家庭内での複製が広く許される、おおらかさのある条文だ

った。ところが、第三十条にはそれからつぎつぎと文言が付け加えられ、個人的なものや家庭内での複製であっても許されない場合や条件が増えていった。一九八五年にはまずレンタル・ダビング機による複製が除外された。つづいて九三年には私的録音録画補償金制度が定められた。九九年にはビデオのコピーガード破りによる複製が除外され、二〇一〇年には違法なソースから音楽と動画をダウンロードする行為が違法になった。そして一二年には、市販・レンタルDVDをコピーすることが違法になった。こうした改正のたびに、ユーザーの利便性は狭められていった。二〇一六年現在の第三十条は一九七一年当初の八倍以上の長さになり、著作権の専門家でない概要すらつかめないような、たいへん長く複雑なものになっている（巻末附録1参照）。

さて、こうした法改正を、いったい誰がどのようにして進めているのだろうか？ そのプロセスは本当に民主的といえるものなのだろうか？ 誰かがどこかで話し合って著作権法を変えていることに関心を持たず、国民は法改正の結果をただ受け取るだけでよいのだろうか？ そういった関心のもとで、筆者は二〇一一年に『日本の著作権法はなぜこんなに厳しいのか』（人文書院）という本を上梓した。それから四年半が経つあいだも、著作権法はますます厳しくなり、これから先もそうした方向に進みそうな気配が濃厚になっている。

と。
(2) 詳細は、拙著『日本の著作権法はなぜこんなに厳しいのか』（人文書院、二〇一一年）第1章を参照のこと。

本書では、主に前著を出した二〇一一年以後のことを書く。とりわけ、立法にたずさわる国会議員の言動、彼らを動かしたひとびとのこと、そして自国のグローバル企業の利益のために働く米政府の意向に焦点を当てる。

第1章では、米政府から日本への注文書ともいえる「年次改革要望書」で、日本の著作権をどうしろといわれつつけていたのかを整理する。「年次改革要望書」については、その影響を過大に評価してはいけないと思う。しかし、日本の著作権法の改正が概ねそこに書かれてあった通りに進んでいることを、読者は理解するだろう。

第2章では、米国コピーライト法に入っているフェアユース規定を日本の著作権法にも取り入れようとして権利者団体の徹底的な抵抗に遭い、その「残がい」だけがようやく実現したことを書く。

第3章では、音楽業界関係者の国会議員へのロビイングによって、違法ダウンロードに刑事罰を付けることが計画され、改正法案に強引にねじ込まれた経緯をおさらいする。

第4章では、日本と米国が主導した「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)が秘密主義のもとで交渉され、それが原因で欧州市民の猛反発を受けて否決された経緯を書く。日本だけがACTA加入に向けた法改正をし批准した。ところが、他国はどれも批准せず協定は宙に浮き、著作権法を含む国内法が厳しくなった事実だけが日本に残ったことも、将来に向けた教訓として知らしめたい。

第5章では、著作権法改正をとまなうことが、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉で合意されたことを取り上げる。その改正のポイントは、「年次改革要望書」で米国が求めてきたことであると同時に、最近十年間の国内での議論で否定ないし先送りにされてきたものだった。TPPによる著作権法改正がどうなるのか、さらにはTPP自体がどうなるのか、本書の執筆時点ではまだ完全には決まっていない。とはいえ、貿易交渉の文脈での秘密協議で、著作権法の重大な変更が米国の意向に沿う形で決められてしまうことへの違和感を麻痺させてはならない。

附章では、二〇一五年夏に起きた五輪エンブレム「盗作」騒動のことを取り上げる。この事件は、法改正に関わることではない。だが、著作権をめぐるネット世論と、それが作者に対して現実に加えた制裁の妥当性を、社会全体で考える必要があると思う。

著作権と文化のことについて、これから変更可能な未来をどう作っていくのか、本書がそれを考えるひとつの材料になれば、それに越したことはない。